

在外公館でパスポート及び証明を申請する際の戸籍謄本の取扱いについて

1 2025年3月24日（月）から、外務省と法務省との間で戸籍情報のシステム連携が開始されます。

2 これにより、パスポートの新規申請や婚姻証明など、戸籍謄本の提出を必要とするパスポート及び証明の申請の際、申請者が「電子戸籍パス（戸籍電子証明書提供用識別符号）」を在外公館窓口に提示することによって、在外公館側では戸籍電子証明書（電子的に戸籍情報を証明したもの）を確認することが可能となり、紙の戸籍謄本の提出が不要になります。

※「電子戸籍パス」は、行政機関が戸籍電子証明書の内容を確認するためのパスワード（16桁の数字、有効期間3か月）であり、マイナポータル上（無料）または市町村窓口（有料）で取得できます。

※マイナポータル上での「電子戸籍パス」の取得方法は、次のサイトでご確認ください。また、市町村窓口での取得方法は、各市町村のHP等でご確認ください。

<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0236.html>

※マイナポータル上で「電子戸籍パス」を取得するには、国外転出者向けマイナンバーカードを取得しておく必要があります。マイナンバーカードの取得方法については、次のサイトでご確認ください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/>

3 「オンライン在留届（ORRネット）」からパスポート及び証明のオンライン申請をする場合は、あらかじめ取得した有効な「電子戸籍パス」を申請画面で入力することによって、戸籍電子証明書をオンラインで提出したことになり、戸籍謄本のオリジナル提出が不要となります。また、窓口申請においても、「電子戸籍パス」の提示が可能です。

※申請者が「電子戸籍パス」を提出することにより、在外公館では戸籍電子証明書の内容を確認しますが、これを申請者に提供することは認められていません。